

ヴィルトゥススポーツクラブ規約

- 第1条** 〈名称〉
本クラブは、ヴィルトゥススポーツクラブ(ヴィルトゥスサッカーラブ・ヴィルトゥス SC ジュニアユース・療育トレーニング)と称する。
- 第2条** 〈運営・管理〉
本クラブは、株式会社ヴィルトゥススポーツクラブが管理・運営する。
- 第3条** 〈目的〉
本クラブはサッカーを通じ、こども達を最大限に育成することに努め、更に地域を牽引し、こども達を中心により良いまちを創ることを目的に活動する。
- 第4条** 〈会員の種類〉
本クラブは、園児から中学3年生をもって構成する。
- 第5条** 〈入会資格及び手続き〉
本クラブに入会できる者は、本規約に賛同した者とし、スポーツを行うに適した健康状態であり、本クラブの承認を得た者とする。
- 第6条** 〈入会金・会費・年会費〉
会員は、本クラブが別に定める入会金、会費を定められた方法で支払うものとし、一旦納入された会費、年会費、は事由の如何にかかわらず返還しないものとする。
- 第7条** 〈貸与・譲渡の禁止〉
本クラブの会員資格は、これを他に貸与、譲渡できないものとする。
- 第8条** 〈会員資格の一時停止〉
本クラブは、会員が会費、年会費等の支払いを3ヶ月以上滞納し、本クラブからの期限を定めた催告にも応じない場合は、その会員の資格を一時停止することができるものとする。
- 第9条** 〈会員資格の除名〉
本クラブは、会員が次の各項の1つに該当する場合は、その会員の除名ができるものとする。
①本クラブの秩序を乱し、または、本クラブの名誉、品位を著しく傷つけた場合。
②本規約、その他本クラブが定めた事項に著しく違反した場合。
③本クラブの施設、設備等を故意に損壊した場合。
- 第10条** 〈会員資格の喪失〉
①会員は、退会、除名、死亡、法人の解散の場合、会員資格を失うものとする。
②本クラブは、会員が、会費等の支払いを3ヶ月以上滞納した場合は、会員が退会したものとみなすことができるものとする。
- 第11条** 〈退会の手続き〉
会員が本クラブを退会する場合は、未納の会費があればこれを完納した上で、退会届けを提出しなければならないものとする。
- 第12条** 〈届出事項の変更〉
①会員は、住所、連絡先及びその他の入会申込書記載事項に変更があった場合には、すみやかに本クラブに届けるものとする。
②会員への、一切の通知は、クラブ内掲示又は、会員からの届出があつた最新の住所にてを行い、本クラブは以後の責任は負わないものとする。
- 第13条** 〈免責事項〉
本クラブ内で発生した盗難、傷害その他の事故について、本クラブは一切の責任をおわないものとする。
- 第14条** 〈会員の損害賠償〉
会員は、本クラブを利用中、自己の責に帰すべき事由により、会社または第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償の責に任ずるものとする。
- 第15条** 〈諸費用の変更〉
本クラブは、本規約に基づいて会員が負担すべき諸料金を社会経済情勢等の変動に応じて変更することができるものとする。
- 第16条** 〈改正〉
本規約は平成23年7月17日より施行する。